

令和3年度

第2回第二農地部会定例会議事録

令和3年5月28日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和3年度 第2回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年5月28日(金) 午後2時
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
2番 五十嵐 隆一	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
17番 岩崎 欣一	18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子
21番 望月 博	22番 山本 誠信	

(2) 農地利用最適化推進委員(9名)

(安塚区) 青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行
(大島区) 高橋 三登一
(牧 区) 米川 尚登、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫
(頸城区) 大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎

2 欠席委員

(1) 農業委員…24番、笠原 浩一の1名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(浦川原) 井部 慎一
(大島区) 田邊 清一、(牧 区) 金井 薫
(柿崎区) 小池 孝志、(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二、(吉川区) 常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一の10名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

10番 滝沢 記一 17番 岩崎 欣一

(2) 審議案件

牧区駐在室の先行議案分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和3年度第2回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員は1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員9名、欠席推進委員10名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>10番滝沢記一委員、17番岩崎欣一委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>18番長瀬一成委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p>＜牧区駐在室の議案＞ 最初に牧区駐在室の先行議案分から審議に入ります。</p>
議 長	<p>＜議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」＞ 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」事務局の説明を求めま</p>

す。

牧区
駐在室長

牧区駐在室長隠田と申します、よろしくお願ひいたします。
議案に入ります前に議案第1号について、駐在室の手違いによりまして、案件を
取消させていただくことになりました。
今後、このようなことがないように十分に確認作業を行い、事務処理にあたってま
いります。
今回の案件につきまして、お詫び申し上げます。
詳細につきましては、担当が説明を申し上げます。

牧区
駐在室

牧区駐在室です、よろしくお願ひいたします。
1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」番号1番の1件
を説明いたします。この案件は、令和3年4月の第二農地部会で上越市農用地利用
集積計画策定を上越市長に要請することに決定されたもので、案件に誤りがあつた
ことから、案件を取消し、お詫び申し上げます。
それでは、議案書1頁をご覧ください。1利用権設定、整理番号1番の1件です。
この案件は、譲渡人の氏名表記が同性同名であつたことから譲渡人渡邊望^{のぞむ}様を
誤って渡邊望^{のぞみ}様と設定してしまつたため、誤つた譲渡人との利用権設定であるこ
とから、取消すものであります。
また、取消後、本来の適正な議案を後ほど上程する必要があることから、議決後、
速やかに市長に取消を要請するとともに、牧区の通常の案件の上程前までに取消公
告するように要請するものであります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り取消について賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り取消すこととし、上越市農用地利用集積計画の
取消を速やかに市長に要請するとともに、牧区の通常の案件の上程前までに取消の
公告を要請することに決定します。

議 長

以上で先行議案分について、審議を終わります。
それでは、通常の議案の審議に入ります。

議 長

《安塚区駐在室の議案》
次に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号2117番の1件です。

貸人の要望により解約し、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、備考欄に返還後の利用計画の頁と番号を記載しましたので併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が2件、10年を超えるものが2件、計4件、借り手人数3名、貸し手人数4名です。

利用権を設定する土地は、田10筆、12,592㎡で、再設定2件、新規設定が2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁番号2137番から4頁番号2140番までの4件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件についてご説明いたします。

4頁をご覧ください。番号2139番は労力不足のため、番号2140番は報告案件で農地法第18条第6項の規定により、合意解約された農地を農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、これら4件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、5年以上10年以内が2件、借り手人数2名、権利を設定する土地は、地目が田11筆、9,847㎡、新規設定が2件です。

それでは、詳細についてご説明いたします。6頁をご覧ください。番号2103番、2104番の2件です。いずれも人・農地プランに登載されている地域の認定農業者が農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長 ＜浦川原区駐在室の議案＞

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2507 番から 2508 番の 2 件です。

これら 2 件の案件については、基盤強化促進法による利用権設定でしたが、借受人の要望で農地法第 3 条による賃貸借契約に変更するため合意解約するものです。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 ＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は 2 頁をご覧ください。番号 2503 番から 2505 番の 3 件です。

番号 2503 番は、隣接地を所有している借人が規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

番号 2504 番 2505 番は、報告案件で農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約された農地です。借人が県補助事業を申請するにあたり、パイプハウスの耐用年数以上の賃借権の保証を求められたことから、15 年の賃借権を設定するものです。

譲受人、借人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は3頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、期間は10年を超えるものが9件、借り手人数9名、貸し手人数1名、権利を設定する土地は、田が39筆34,766㎡、新規設定9件です。

次に、2の権利移転です。件数は1件、借り手、貸し手共に1名で、権利を設定する土地は、田12筆、5,238.91㎡です。

はじめに、権利設定の明細についてご説明します。

議案書は、4頁、番号2520番から5頁2528番までの9件をご覧ください。

全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

次に、権利移転の明細についてご説明します。

議案書は6頁をご覧ください。番号2529番の1件です。

譲渡人は、これまで農地中間管理機構を介して借り受けていた「田」について、自身が代表を務めるNPO法人へ賃借権を移転するものです。このNPO法人は福祉施設を運営しており、入所者による農業活動を行うとのことです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が4件、3年を超え6年以内が3件、合計7件です。借り手人数5名、貸し手人数7名、利用権を設定する土地は、地目が「田」18筆18,640㎡です。再設定6件、新規設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁2948番から3頁2954番までの7件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定1件についてご説明します。

3頁2953番については、貸人が高齢により耕作ができず、休耕田とし管理していましたが、借手が地域内で、経営規模の拡大を希望していることから、地域の担い手に貸し付けるものです。

なお、これら7件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜牧区駐在室の議案＞

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

説明の前に先ほどお配りした議案書に差し替えをお願ひいたします。

それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁をご覧ください。

1頁3306番から3307番までの2件です。

これら2件は、農地利用集積円滑化団体を介した賃貸借でしたが、耕作者が老齢となり耕作不便で低生産地である当該地の耕作が困難となったことから解約するものです。返還後は地主耕作となる予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようなので、本件について、承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」事務局の説明を求めます。

牧 区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」説明いたします。

駐在室

本件は、先月開催されました「第1回第二農地部会定例会」において、上越市農用地利用集積計画の決定について提案し、ご審議いただいた案件です。

集積計画の公告後、申請内容に誤りがありましたことから、取り消しについてお諮りするものです。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、お詫び申し上げるものであります。

議案書は2頁をご覧ください。

取り消しの対象となった所有権移転、利用権移転の詳細について説明いたします。はじめに、所有権移転です。

件数は1件、売り手、買い手共に1名で、所有権を移転する土地は、地目が田18筆、畑13筆、合計31筆10,839㎡です。

取り消しの内容については、事務処理の過程で登記簿謄本の確認を怠ったため、保安林指定の土地及び所有権が移転されている土地を確認せず誤った申請をしたものです。

当該案件は、詳細について確認が必要であると判断し、取り消すものです。訂正後に改めて上程いたします。

次に、利用権移転です。

件数は1件、借り手、貸し手共に1名で、利用権を移転する土地は、地目が田3筆1,358㎡です。

当該案件は、今年3月に開催されました「第12回第二農地部会定例会」において、上越市農用地利用集積計画の決定について提案し、ご審議いただいた案件です。

事務処理の過程で、十分に内容を確認せず誤って4月の第1回第二農地部会定例会に重複して上程したため取り消すものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り取消について賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り取消することとし、上越市農用地利用集積計画の取消を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

駐在室

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内1件、3年を超え6年以内が5件、6年超え10年以内が2件で、合計8件です。借り手、貸し手共に8名で、利用権を設定する土地は田42筆、18,847㎡、畑10筆、1,576㎡で、再設定6件、新規設定が2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、4頁3343番から6頁3350番までの8件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは新規の利用権設定2件について説明いたします。

5頁、3345番は労力不足となったことから農地管理機構に貸し付けるものです。

3347番は期間が経過したため新規扱いとなっておりますが、内容は再設定です。

これら 8 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、10 年を超えるものが 3 件で、計 6 件、借り手人数 3 名、貸し手人数 6 名です。利用権を設定する土地は、地目が田 18 筆 28,710 m²、新規設定 6 件です。

2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、2 頁 3869 番から 4 頁 3874 番までの 6 件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定 6 件について説明いたします。

議案書は 2 頁 3869 番、3870 番、3 頁 3871 番の 3 件は、いずれも農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農業協同組合」を介し、転貸されていましたが、契約期間が満了となったことから、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

4 頁 3872 番は、借り手が亡くなったことに伴いまして、親族が相続人代表者となり、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。3873 番は借り手の労力不足のため、3874 番はこれまで自作されていた農地を農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら6件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

1の権利の設定はありません。2の権利の移転について、期間は3年を超えるものが4件、借り手人数2名、貸し手人数1名です。権利を移転する土地は、地目が田23筆47,404㎡です。

詳細については、6頁3711番から3714番までの4件を掲載しましたので、ご覧ください。この4件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長 ＜大潟区駐在室の議案＞

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 ＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室 大潟区駐在室です。宜しくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。議案番号4628番から4632番までの5件です。

議案番号4628番は大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積484㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は2頁をご覧ください。

次に、議案番号4629番は大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積205㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は3頁をご覧ください。

次に、議案番号4630番は大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積117㎡を企業の資材置場として利用するため売買するものです。位置図は4頁をご覧ください。

次に、議案番号4631番は大潟区渋柿浜地内の登記簿地目「畑」、面積444㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は5頁をご覧ください。

次に、議案番号4632番は大潟区渋柿浜地内の登記簿地目「畑」、面積53㎡を譲受人が所有する隣接の宅地拡張のため売買するものです。位置図は6頁をご覧ください。以上です。

議 長 ただ今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 質問がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 ＜議案第1号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室 説明の前に議案の修正をお願ひいたします。7頁、見出しの下の行、19条第3項の「決定」に基づきとありますが、「規定」の誤りであります。訂正をお願ひいたします。

それでは、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は7頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は10年を超えるものが2件、借り手人数2名、貸し手人数1名、権利を設定する土地は、田が79筆、151,360㎡、畑が1筆、853㎡でいずれも新規設定です。

2の権利の移転はありません。

詳細については議案書8頁、議案番号4603番及び4604番をご覧ください。

この2件はいずれも人・農地プランに掲載されている地域の農事組合法人が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。双方の法人とも大潟区と吉川区に分かれて農地を借り受けますが、互いに隣接した集落であって、本年、新たに地区の農業者で組織された農事組合法人です。農地集積のため互いに出入り作をしての農地中間管理機構からの借り入れとなります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について≫

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号5301番及び5302番の2件です。

番号5301番は、頸城区手島地内の農地を「資材置場」として利用するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は頸城区内で建設業を営んでおり、自社の土地に資材を保管していましたが、事業拡大に伴う資材置場の不足を解消するため、自社作業所に隣接する農地を資材置場として取得するものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない

い生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地と判断いたしました。

工期は、令和3年6月1日から令和3年12月24日までです。転用にあたり、雨水排水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

番号5302番は、頸城区百間町地内の農地を「雪捨て場」として利用するものです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。

申請者は頸城区内で各種建材の販売や管工事、水道施設工事等様々な工事業等を営んでおり、事業拡大によって発生した資材置場の雪捨て場不足を解消するため、自社資材置場に隣接する農地を雪捨て場として取得するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は「雪捨て場」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

工期は許可日から令和3年12月31日までです。転用にあたり、雨水排水は道路側溝へ排出することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

1の利用権の内訳は、6年を超え10年以内が2件、10年を超えるものが2件で、合計4件、借り手人数2名、貸し手人数4名です。

利用権を設定する土地は、田32筆、46,426.45㎡で、再設定2件、新規2件です。2の利用権移転、3の所有権移転はございません。

詳細については、7頁5360番から8頁5363番までの4件を掲載しましたので、

ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定 2 件についてご説明いたします。

8 頁をご覧ください。

番号 5362 番及び 5363 番の 2 件につきましては、貸人の離農に伴い農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら 4 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《吉川区駐在室の議案》

議 長

次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 6231 番から 6234 番までの 4 件です。

6231 番から 6233 番までの 3 件は、隣接集落の農事組合法人同士で農地集積のために互いの耕地を交換するため、所有者の合意を得て、一旦、耕作権を解消するものです。

次に 6234 番ですが、当該地は農地法第 3 条による賃貸借契約で、法定更新によって満了期限のない契約となっております。耕作条件整備のために、一旦、耕作権を解消して、後段の議案第 1 号で改めて同一の農事組合法人との利用権設定をご審議いただくこととしております。

なお、備考欄に関連する案件の頁、番号を記載しましたので、ご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号6249番1件です。

耕作者は農事組合法人で、地権者が多いことから契約更新の手続き等が煩雑であるため、農閑期にまとめて更新手続きをしたいとのことで、他の契約との更新時期を揃える期間短縮の変更並びに賃借料の変更となります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が6件、3年を超え6年以内が2件、10年を超えるものが2件、合計10件です。借り手人数4名、貸し手人数10名です。

利用権を設定する土地は、田が29筆28,188㎡となります。再設定は1件、新規設定は9件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細は、4頁6368番から6頁6377番までの10件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定9件についてご説明いたします。

4頁番号6369番、6370番、6373番の3件は、報告第1号「農地法第18条第6項

の規定による合意解約通知について」で、ご報告した関連案件です。隣接集落の農事組合法人同士の農地集積のため、一旦解約し、契約条件を整理して、利用権を設定するものです。

6371 番並びに 6372 番は、契約期間に空きが生じたことから新規契約扱いとなりましたが、実質的には耕作が継続しており再設定案件であります。

また、5 頁 6374 番、6 頁 6376 番及び 6377 番は従前、えちご上越農協を介した転貸でありましたが、利用権設定期間の満了を待って、新潟県農林公社を介した転貸に切り替えることから、新規案件となったものです。

5 頁 6375 番は、報告第 1 号の合意解約で、ご報告した関連案件です。当該地は農地法の規定により法定更新されていた契約を解約し、耕作条件を整備して、改めて農事組合法人と利用権設定するもので、実態は耕作が継続しております。

なお、農地中間管理機構を介した農地の利用配分は来月以降ご審議いただく予定としております。

これら 10 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は 7 頁をご覧ください。

1 権利の設定の内訳は、期間 10 年を超えるものが 3 件、借り手人数 3 名、貸し手人数 1 名、権利を設定する土地は、田 75 筆、85,137 m²、新規設定 3 件です。

2 の権利の移転はありません。

詳細は 8 頁 6213 番から 6215 番に掲載しましたので、ご覧ください。

いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

なお、番号 6214 番、6215 番は、行政区としては大潟区と吉川区に分かれますが、互いに隣接した集落であって、本年、新たに地区の農業者で組織された農事組合法人です。農地集積のため互いに入出力作をしての農林公社からの借り受けとなります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

説明の前に議案の訂正をお願いします。1 頁、8614 番の返還後の利用計画欄で 8 頁 No.8661 とありますが、正しくは No.8660 でございます。修正をお願いいたします。

1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 8613 番、8614 番の 2 件です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、借受人が病気のための解約や中間管理機構への貸付を行うための解約です。返還後の利用計画は、他者・中間管理機構へ貸すものです。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は2頁8604番から4頁8621番までの18件です。いずれも同一借受人の案件で、全て小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が1件、10年を超えるものが1件、借り手、貸し手共に4名です。

利用権を設定する土地は、田が5筆12,816㎡、再設定1件、新規設定が3件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、6頁8657番から8頁8660番までの4件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定3件について説明いたします。

6頁8658番、7頁8659番、8頁8660番の3件は、いずれも相手方からの要望や地域の担い手への集約を理由として、新たに賃貸借契約を結ぶものです。

なお、これら4件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は9頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は、借り手人数4名、貸し手人数1名、権利を設定する土地は、田が16筆45,437㎡、新規設定4件です。

詳細については、10頁8607番、11頁8608番から8610番に掲載しましたので、ご覧ください。いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

大滝委員	<p>牧区から先月議決の案件の取り消し議案がありました。委員会で議決したものを、今度は市長に取り消しを依頼することになると、委員会はどんな審議をしているのかとなる。事務局は十分に注意していただきたい。</p>
柿崎区 駐在室	<p>事務局から連絡があります。第一農地部会が審議中ですが、この後、会場を第3会議室へ移し、橋立係長から令和3年度の農地利用状況調査の説明があります。しばらくお待ちください。</p>
議 長	<p>他に何かありますでしょうか。何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【7. その他】 上野部会長、ありがとうございました。 次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。 (岸田職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和3年度第2回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
午後3時00分終了	

上越市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印

